



働くと老齢年金は減ってしまう？

老齢年金をもらっている人が働くと、年金が減ると聞きましたが、どういう場合に減ってしまうのですか？

働きながら受け取る年金を「在職老齢年金」といい、この対象になるのは就業条件が社会保険の加入要件を満たしている場合です。つまり、勤務する事業所の一般の労働者と比べ週および月の所定労働時間が4分の3以上の人^{*1}です。

70歳以上の人厚生年金には加入しませんが、それでも、要件に該当す

るときは支給停止の対象になります。

※ 1 個人事業など社会保険の適用事業所にならない会社で働く場合は、対象になりません。従業員501人以上の企業に勤務する週の所定労働時間が20時間以上など一定の要件を満たす場合は対象になります。法人の役員は常勤の場合対象になります。

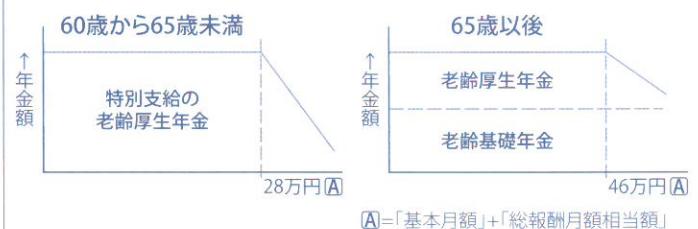
では、どのように減りますか？ 簡単に仕組みを教えてください。

まず簡単にいって、「年金」と「賃金」の合計額が多いほど一定の計算で年金の一部または全額が支給停止されます。ただし、年金は「60歳から65歳未満」の間に支給される「特別支給

の老齢厚生年金」と、「65歳以後」に支給される「本来の老齢年金」で支給内容が異なりますから、在職老齢年金の計算方法も、「60歳から65歳未満」、「65歳以後」で異なります。

詳しい計算式は省きますが、左下の図のように、「基本月額」と「総報酬月額相当額」^{*2}の合計額が「60歳から65歳未満」は28万円、「65歳以後」は46万円を超えると徐々に年金が支給停止されていきます。なお、65歳以後は「老齢基礎年金」は減額されないため、全額受け取ることができます。(基金および共済年金に関する説明は省略しています。)

年金支給停止のイメージ



※2		
	「60歳から65歳未満」	「65歳以後」
基本月額	特別支給の老齢厚生年金の月額(加給年金額を除く)	老齢厚生年金(報酬比例部分)の月額(加給年金額を除く)
総報酬月額相当額	(その月の標準報酬月額) + (その月以前1年間の標準賞与額の合計) ÷ 12	

労務ひとこと

安倍首相は6月5日、経済財政諮問会議において外国人労働者の受け入れ拡大を表明しました。

現在、建設業などで単純労働には原則として外国人労働者の就労が認められていません。しかし、すでに様々な分野で人手不足は深刻な状況で、今後も労働力人口は減り続ける見込みです。そこで、特に人手不足の深刻な建設、

農業、宿泊、介護、造船の5業種について新たな在留資格が設けられることになりそうです。

今回の政策について首相は「一定

のと説明しています。

新たな在留資格は、業界ごとに実施する技能と日本語の試験に合格することで取得できるほか、既存の外国人技能実習制度の修了者については試験を免除し、引き続き就労を可能にする案が出ています。在留期間は最長5年（技能実習とあわせて最長10年）です。

政府は、今秋の臨時国会にも入国管理法の改正案を提出し、来年4月から実施の方針です。

建設や農業など5業種にも外国人就労を拡大か

の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する必要がある。」とし、移民政策とは異なるも